

平成22年12月10日(金曜日)第4回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課長 危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課長 イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課長 都市整備室長	軽部修一	建設管理課長 緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併) 農業委員会会長 事務局
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者 (兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校給食課長 中学校給食室長 生涯学習課長	白林和夫	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課長 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課長 生涯学習課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第4号

第4回定例会

平成22年12月10日(金曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第63号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- ” 2 議第64号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 3 議第65号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 4 議第66号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 5 議第67号 寒河江市公告式条例の一部改正について
- ” 6 議第68号 寒河江市市税条例の一部改正について
- ” 7 請願第8号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加反対を求める意見書の提出に関する請願
- ” 8 請願第9号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出に関する請願
- ” 9 質疑
- ” 10 予算特別委員会設置
- ” 11 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第63号から日程第8、請願第9号までの8案件を一括議題といたします。

質 疑

高橋勝文議長 日程第9、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 一つは、現状なり実態の把握はどのようになされているのかということが一つです。

二つ目としては、提案に当たって市民の意向を把握の手だてはどのようになされているのか、この2点をお尋ねいたします。

高橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 2点についてお答えいたします。

最初に、現状と実態という御質問であります。現在は8カ所に旧出張所単位に掲示場を配置して告示行為を行っているわけですが、非常に醍醐小学校の跡地などについては現実的には余りそぐわないということと、基本的には余り利用者の方もいないということもありまして、今回のような考え方に至ったわけでありまして、すべて掲示場については告示行為のたびに職員が回って対応しているわけですが、なかなか今の場所では掲示場に行って告示を見るという市民の方も多くないという実態がこれまでであったところでございます。そのようなことから、今回1カ所に集約しながらより効率的な市民に対する情報提供ということで考えたところであります。

市民の意向という考え方もございましたけれども、これについては具体的に考え方がアンケート調査とかはしていないわけですが、御案内のとおりことし10月からの市のホームページのリニューアルなどに合わせまして、職員が迅速をもってデータの更新もやれるということなども考え合わせたときに、よりよい公開のあり方などを総合的に判断した上で今回の改正に至ったわけです。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今、2点についてお答えをいただきました。現状については、それぞれ8カ所で非常に場所的に問題あるというか、現状が、ということはまず理解をしました。

ただ、そこに行って市民が見ているのは余り多くないという表現です。多くないということはそれぞれ見ている人がいるということだろうと思います。したがって、次の、提案に当たって市民の意向把握をどのようにしたのかということについては市民の状況を聞いていないわけですね。内部でいろいろ検討したんだと思うんです。そしてより効率的にということで廃止する、1カ所だけにする提案ですが、市長が常々言っている市民の意向を、市民の声を聞いてということからす

れば、それこそ何十回と地域座談会もしているわけですから、こういうふうに条例改正までしなければならぬ、私すべてだめだと言っているのではないです。1カ所に集約することをだめだと言っているのではないです。常々言っている、常に市民の意向を聞きながら判断していくという、この姿勢からすれば、いろいろな機会にお話を聞く、「こうこうこういう実態だからこうしたいと思う」と、「皆さん、何たべ」とそれぞれの座談会の際にこの方針を出してから提案するまでの間できると思うんです。それをしないで役所の内部で、これは市民のためになるのだという判断であっても、常に市民の意向を聞きながらやっていくというこの姿勢が住民自治という、市長が言う市民みんなの力でということと、何か言っている言葉と現実がかみ合っていない部分があるので、ぜひこの提案そのものなただけけれども、そういうものに当たってはそういう手法をとってほしい、と思いますけれども、このことについて市長の見解をまずお聞きをしておきたいと思います。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 先ほど説明不足な点がありましたので、補足します。

今回、市役所前の方に集約をするというお話をしましたけれども、当然住民サービスの低下という観点もありますので、ホームページに閲覧用の掲載をそれとあわせて、図書館、各地区公民館、東部地区公民館、南部、柴橋、西部地区公民館の方に、告示だけでなく市ホームページ閲覧用の専用のパソコンを配置して市民の方が自由に市の情報を開くことができるというふうな考え方で、確かにこれまで掲示場の中で情報を得られたわけですがけれども、さらによりよい効率的な情報提供に努めていきたいと考えたところであります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 したがって、そういうことだとしたら、なおさらのことそういうことも含めて市民に話をしながら、ここで議会で条例の改正だから提案して議会の議決を得ればいいんだということだけでなくその提案する過程で、私市長の言っている市民との対話というか、非常にいいことなのでそういう際にこういうことも前もってしてほしいと、こういうことを申しあげているんです。したがって、そういうことについて、今私が問題提起をしていることについて市長の見解をお聞かせをいただきたいということでお尋ねをしているんですが。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 ただいま総務課長が追加して御答弁申しあげましたとおり、今回の公告式条例の改正については8カ所を1カ所にするという内容ではなくて、さらに公民館なり図書館にそういう専用の機材も配置をしてより閲覧しやすくしていく、住民サービスを向上していく改正だと我々は思っています。そういった意味では、この議会での議論を踏まえて条例可決としていただければ、さらに多くの市民の皆さんにそういうことをお伝えをして情報のより一層公開、透明性というものも図っていけるようにしていきたいと思っています。

一つ一つの事柄、改正の内容についてどの程度事前にお知らせをして、一つ一つ御了解を得ていくことについて、できればそういう方向でもいいのかもしれませんが、ただやはりそこが事務量あるいは手順の煩雑さということもありますから、できるだけ重要な案件あるいはサービスの低下を招くような案件については事前に御相談をさせていただくということになるかと思いますが、こうしたサービスの向上などについての案件などについては、普通の条例改正の手続をもって議員の皆様にお諮りをして、そして議論を踏まえた上で改正をさせていただくということに考えて

いるところであります。

高橋勝文議長 議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第10、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第63号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第63号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	議第67号、議第68号
厚生経済常任委員会	議第65号、議第66号、 請願第8号、請願第9号
建設文教常任委員会	議第64号
予算特別委員会	議第63号

散 会 午前9時42分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。